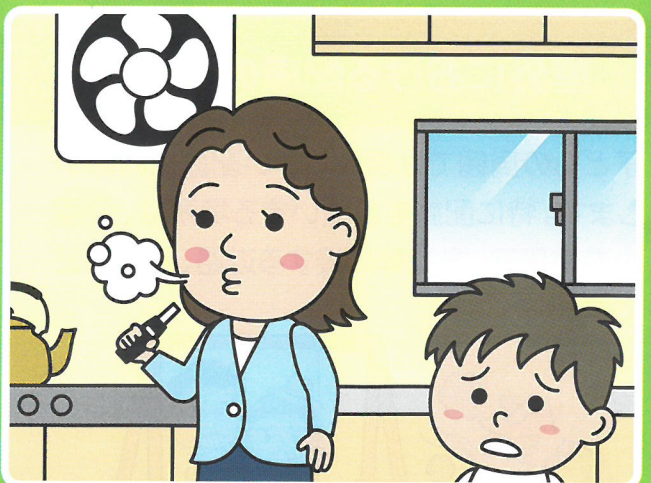
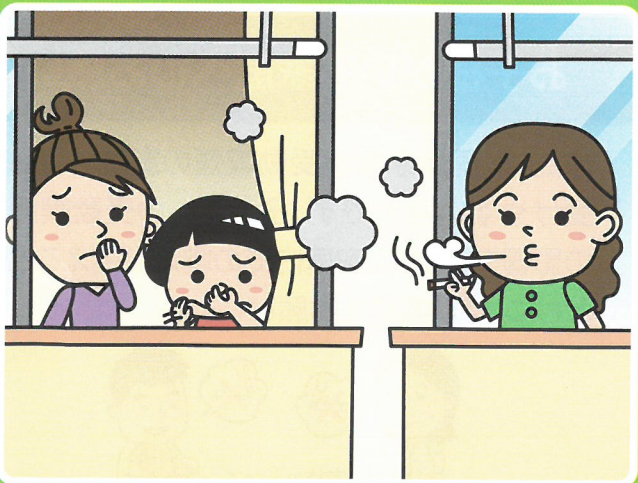
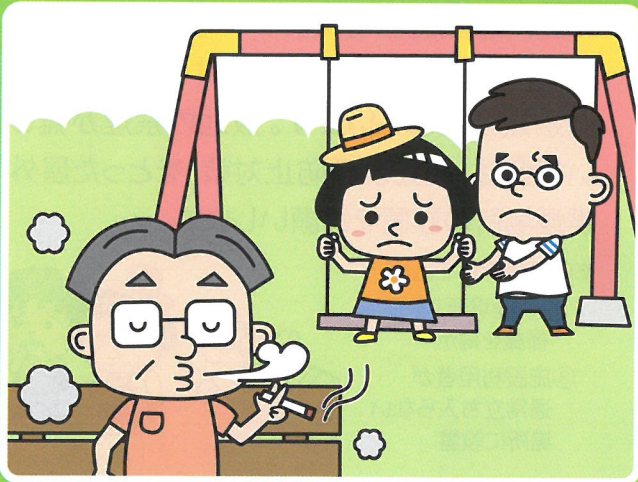


吸わない人に
吸わせない配慮を!

子どもの近くで タバコ(加熱式タバコも含む)を 吸わないで!

例えばこんな場所で気をつけよう



STOP! 受動喫煙

特に子どもの健康を守るため、受動喫煙防止対策の強化に御協力をお願いします。

受動喫煙と子どもの健康

タバコを吸う本人以外が、タバコの煙にさらされることが「受動喫煙」です。タバコの煙は、吸うだけでなく、吸わない人にも健康被害を引き起こします。子どもの受動喫煙は、乳幼児突然死症候群(SIDS)や喘息などに影響します。



横浜市が所管する施設の対策

主に子どもが利用する市の施設や、子どもを含む多くの市民が利用する施設は、原則として喫煙場所を設置しないなど、受動喫煙防止の対策を強化します。

【例】市立の小中高校や保育所の敷地内は全面禁煙



民間施設における対策のお願い

民間の教育機関、児童福祉施設、子ども向け屋内遊戯施設等においても、受動喫煙防止の対策強化をお願いします。敷地内は全面禁煙が望ましいです。敷地内禁煙が難しい場合は、受動喫煙防止対策※をとった屋外喫煙場所の設置をお願いします。

- ※①喫煙場所を区画
- ②「喫煙場所」等の標識を掲示
- ③施設利用者が通常立ち入らない場所に設置



屋外における配慮のお願い

子どもの周囲では喫煙しない配慮をお願いします。特に配慮をお願いする場所は、公園の遊具周囲、学校等に接する道路、駅前などです。



お子様がいる家庭へのお願い

家庭は、同居家族が受動喫煙の影響を最も受けやすい場所です。子どもへの受動喫煙の影響を踏まえ、家庭内での喫煙を控えるとともに、ぜひ禁煙をお願いします。

